

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 岩 永 裕 貴

令和7年規則第3号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則(平成18年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該ドックを受検したとき」を「会員が当該ドックを受検したとき」に改め、同条第1号中「15,000円」を「25,000円」に、第2号中「30,000円」を「25,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 会員が前項各号に掲げるドックを受検し、初めてドック補助金の交付申請をしたとき、当該各号のいずれかに掲げる金額に5,000円を加算する。

別紙様式中 「

交付申請額	円
-------	---

」を
「

交付申請額	円 (□初めての申請の場合にチェック)
-------	---------------------

」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則(以下「改正後のドック補助金交付規則」という。)第2条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に人間ドック又は脳ドック(以下「ドック」という。)を受検した者に係るドック補助金について適用し、施行日前にドックを受検した者及び施行日に引き続きドックを受検した者に係るドック補助金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(改正理由)

人間ドック補助金の交付申請件数が平成30年頃から減少傾向が続いており、会員の健康管理の観点から人間ドックの受検を推進するにあたり、受検のキッカケとなることや継続的な受検ができるよう、要件及び補助額を見直すこととし、所要の規定整備を行うため必要があるため、改正するものである。